

## 第2 百貨店等に対する防火安全対策

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の防火安全に係る条例の運用基準については、次に定めるところによる。

### 1 避難通路等について（条例第38条）

#### （1）避難通路等の取扱い

- ① 避難通路は、商品、商品ケース等の配置により設けられた通路をいうものであること。
- ② 主要避難通路は、売場又は展示場内に幹線的に設けるもので、避難口に通じるものであること。
- ③ 補助避難通路は、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じるものであること。
- ④ 食堂の厨房及びストック場は売場には含まれないものであること。
- ⑤ 避難口は次に掲げるものであること。
  - ア 避難階の屋外へ通じる出入口
  - イ 直通階段への出入口（避難階を除く。）
  - ウ 隣接建築物への連絡通路の出入口
  - エ 連続式店舗とこれに類するものの各店舗から屋内通路へ通じる出入口

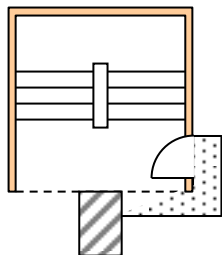
#### （2）主要避難通路及び補助避難通路の取扱い

主要避難通路及び補助避難通路は次によるものであること。

- ① すべての避難口は、主要避難通路が設けられていること。
- ② 一の避難口において複数の出入口がある場合は、すべての出入口に主要避難通路又は補助避難通路を設けるものであること。
  - ア 一の避難口において複数の出入口がある場合（第4-1図参照）

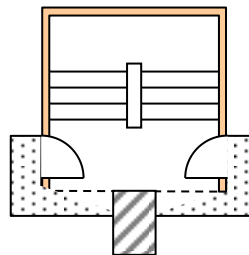
主要避難通路は一時的にシャッター等幅員の大きい出入口に通じさせ、袖扉等幅員の小さい出入口には二次的に補助避難通路を保有すること。

例1



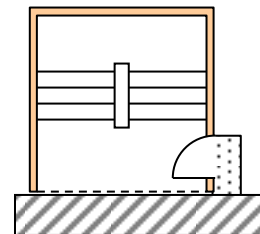
■ 主要避難通路

例2



■ 補助避難通路

例3

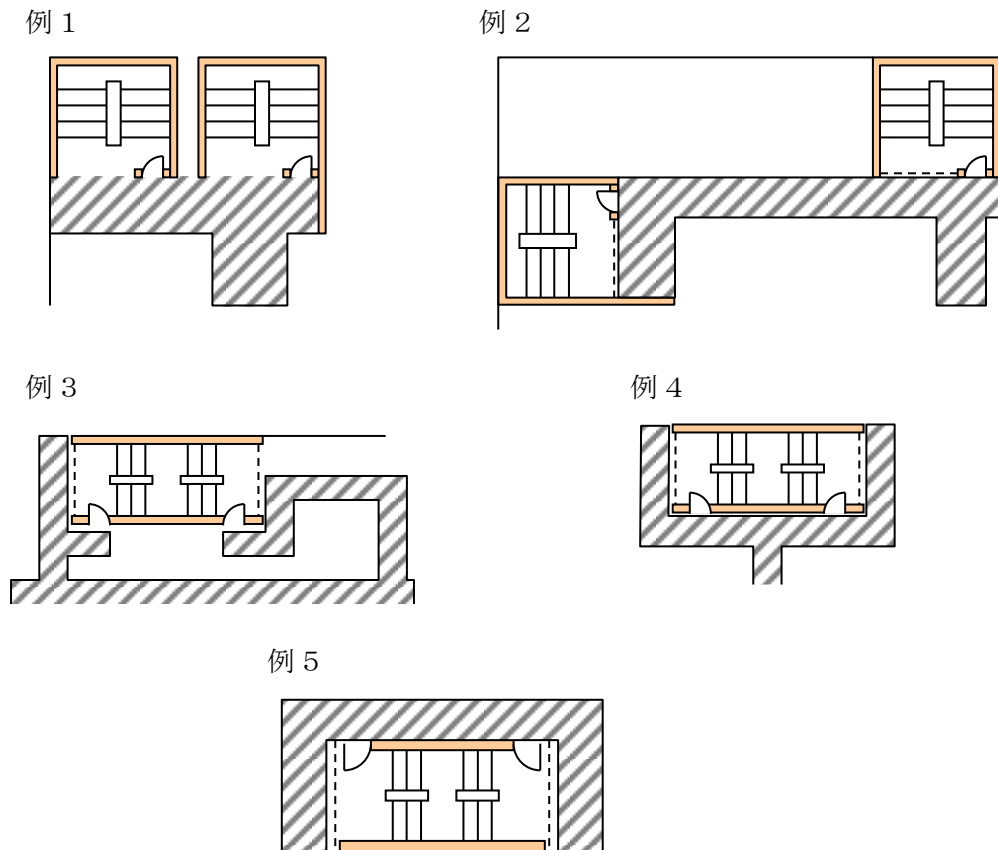


→ 避難動線

第2-1図

イ 避難口が隣接している場合は原則として次により保有すること。

（第2-2図参照）



第 2 - 2 図

ウ 防火区画（建基令第 112 条第 1 項に規定する防火区画をいう。）されている階における避難通路の保有は次によること。（第 2 - 3 図参照）

（ア） 防火区画内で二方向避難できる場合

階全体の主要避難通路が防火区画により分断され、その防火区画部分ごとに二方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする。

（イ） 防火区画内で二方向避難できない場合

階全体の主要避難通路が防火区画シャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通じる補助避難通路をシャッターの両側に保有するものとする。



制限すること。

- (2) ショッピングカート等は、保管場所を定め、常に整理し、避難の支障にならないように管理すること。

4 防火設備の管理（条例第 41 条）

条例第 41 条に規定する防火設備の管理は、次の各号に定めるところによること。

- (1) エスカレーター区画内には、延焼媒介となる可燃物品を置かないこと。
- (2) 防火設備の閉鎖障害及び延焼防止のため、商品等の物件は、防火戸から 20 cm 以上の距離を保つこと。